The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	「俊秘抄」伝来諸本の原型推考
Author(s)	今井, 優
Citation	語文. 1987, 48, p. 40-49
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/68757
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

「俊秘抄」伝来諸本の原型推考

今井　優

和歌文学会関西例会第四回（昭和五十二年九月）に私は表題の通りの題目で口頭の研究発表を行った。それはいわゆる俊頼随脳という本には五種類の異本系統があるということと、このような多種の異本系統が生じたのは、顕昭本が現存する諸伝本の原型であるが、元来この本には多数の異文傍記があって、伝写の過程でその異文を本文中に摂取し、混入させたことによって五種類の異本が生じたのではないかと推考した口頭発表であった。

しかしこの立論を実証するには論文の体裁をとるよりは、俊秘抄の校注本を作って五種類の異本対校を示した上で私見を付加すればすむことだと考えていたので、その後に校注本の原稿は完成したものの、やがて研究の興味が他に向かってしまい、この原稿をもういちどよく検討して出版の努力をするという気力も消えてしまった。そして口頭発表以来いつの間にか九年の歳月が過ぎてしまった。この間に俊秘抄の本文考究に関して、私の知る限りでも口頭発表をも含めて四つばかりの研究発表に接することとなった。それぞれ教えられるところ多く、それに刺激されて眠らせている校注本の原稿を読み直しながら、自分もこの小論を書くこととなった。まず以前の自分の口頭発表の要旨の前半部を掲げておこう（和歌文学研究第三十八号）。

久曽神博士は俊秘抄の伝本を甲乙丙丁戊己の六類に分類された。その中の乙類本には二百近い異文傍記が書き込まれている。そしてこの異文傍記と一致する本文をもった伝本は調査したかぎりでは現存しないようである。というところから、この乙類本の異文傍記はある本との校合注記ではなく、このような異文傍記を書き込んだ本が現存伝本の原型であって、その傍記異文を、ときには採用し、ときには捨てて、そして甲乙丙丁戊己などの諸類本の本文が形成されてきたと考えたい。しかしその場合、甲類本はほとんど傍記異文を本文として採用せず、逆に丙類本は傍記異文を積極的に採用してそれぞれ自身の本文を形成したという顕著な傾向が見出される。なお久曽神分類表では丙類の中に入っている彰考館、松平文庫、書陵部の唯独自見抄（集）という名をもった三本は他の丙類の本と著しく本文が相異しているので、これを「唯」として別類を立てるならば唯は甲丙とはまた異る傍記異文の採用の仕方をしている。戊本は乙本に比して脱落が多いことは既知のことであるが、傍記異文の採用の仕方に関してのみ言えば、これまた甲丙唯いずれとも異る本文形成を遂げている。丁己は混合本であるから今論ずる必要はない。（以下略）

右の要旨文の、久曽神博士の分類とは、「俊秘抄について」（国

語と国文学第十六巻三号）という論文に示されたもので、甲本とは国会図書館蔵の「俊頼髄脳」と題名のある本で、はじめに記した通り日本歌学大系に収められたものである。奥書の記事は、何となく定家であることを匂わせている内容であるので、いちおう定家本と名づけられている。この系統本はこの一本のみで、他に静嘉堂本に校合注記の形で一本が伝存しているばかりである。

乙本は一冊本であるが、もとは五巻本であったらしく、その第三分冊、第四分冊末尾には「顕昭」という記名があり、寿永二年八月二日、仁和寺の覚性法親王の御所であった紫金台寺で書写された上、六条顕家所持の俊秘抄と「見合」せられ、十一年後の建久四年十一月十四日には同じく覚性法親王の御所であった大聖院で「手写本」（書写に用いた親本のことであろうか）と校合した旨の奥書がある本で、顕昭本と称されている。この系統本は静嘉堂松井文庫、京都大学図書館、宮内庁書陵部鷹司文庫に所蔵があり、書名はいずれも「無名抄俊頼」とあり、またいずれも烏丸光栄の書写である。

丙本とは「俊秘抄」または「俊頼無名抄」と題せられることの多い本で、乙本の奥書のうち、「寿永二年八月二日於紫金台寺……」という奥書のみを終尾に持っている本であって、それゆえ、この本は乙本より派生したものであることが明らかな本である。俊頼髄脳伝来諸本のうち、もっとも数多いもので各処の図書館に散見されるものである。

丁本は、久曽神論文で「狩谷棭斎旧蔵本、俊頼口伝」と称するもので、岡本保孝所持本に校合書き入れの形で残った本で、この一本を以って丁本とされたのであるが、実はこの本は己本の静嘉堂蔵、清水浜臣所持本や続々群書類従本と、私見による限り基本的には変るところのない本のように察せられるので、丁本と己本とは同類本であるとしておきたい。しかもこの丁本己本は久曽神論文も言う如く丙本と戊本との混合本であるらしく察せられるので、それ自体独自の系統を持つ本ではないので、今は考察の外に置くこととする。

戊本は、久曽神論文が指摘される通り「著しい脱落を生じた伝本」であるが、しかしだからといっても甲本乙本等から派生した末流の本文ばかりではなく、甲乙丙本に見出せない独自な本文を有する注目すべき一系統本である。その理由はこの論文の叙述の中で明らかにすることになるであろう。

次に私が「唯」と名づけて、久曽神分類では丙本に入れられていたものを、別に一系統に立てる理由は、唯本では「つばめくる時になりぬと雁がねは古里こひて雲がくれなく」「月夜よみ衣しでうつ声きけばいそがぬ人もねられざりけり」という二首とその付帯の説明文とが、この唯本には存在しているからである。右の二首とその説明文は甲乙二系統本にはあり、丙本にはなく、その有無をもって甲乙本と丙本とを区別したのが久曽神論文であるのだが、この唯本はこの久曽神分類にしたがえば丙本の外に置かねばならないのである。ところが久曽神分類がこの唯本を丙本に入れたのは矛盾である。かと言って唯本は甲乙本に入るべき本文でもない。唯本の本文は甲乙丙とはまた異る独自の本文を有している。そのことは、この論文のこれからの叙述の中で明らかにしてゆきたい。この系統の本は先の要旨文にも記した通り三本あり、彰考館と松平文庫のものは唯独自見抄と題して抄出本であるらしく抄略が多い。書陵部の唯独自見集と題する本は抄略されていないが、上中下三巻のうち下巻が失われている。

以上のような調査と考察を行っていたのであるが、その後『俊頼髄脳』における享受と諸本（国語国文57年7月赤瀬知子氏）という論文を読んだ。この論文では書陵部、彰考館、松平文庫が蔵する右述の唯独自見集（抄）がむしろ顕注密勘や袖中抄に引用されている俊頼髄脳の本文に近いという場合を例示されて「顕昭は、注釈書に引用する際に、顕昭本に近似した『俊頼髄脳』と、それとは異る内容の『俊頼髄脳』との、少くとも二種類の『俊頼髄脳』を用いたと考えるべきだと思う」と記されたことは、私の異本対校から得ていた臆測の一部を別の方法で証明してくれたことになるので興味深いことであった。

しかし顕昭が唯独自見抄系統のものと、顕昭本系統のものと、二種の俊頼髄脳を所持していて適宜そのいずれかの本文を引用したとは想像しがたいのであって、それは、顕昭が使用した俊頼髄脳には行間に異文傍記が多数あって、その異文傍記の引用の仕方によって現存する唯独自見抄の本文に近い本文が顕注密勘や袖中抄に現れた場合があるのではないかと私に考えるのである。いいかえれば、顕昭使用の俊頼髄脳とは現存の五種の異本の異文をすでに異文傍記の体裁で一本のうちに内蔵していた未定稿であったと考えたいのである。そして後代の俊頼髄脳を書写した人は、その異文傍記を適宜本文に摂取混入させてそれぞれの本文を形成させ、はじめにのべたような五種類の異本系統が出来上ったと考えたいのである。

一

さて、以上のような理由によって、俊秘抄の基本的な系統本は甲乙丙戊唯の五種類であると考えるのであるが、次にこれら五つの系統が相互にどのような関係を保っているか、それを明らかにするために、紙面のゆるすかぎりこれら五系統の異本対校を行い、その様相を示してみたい。

甲本としては前述の国会図書館蔵、定家本。乙本としては静嘉堂文庫蔵、顕昭本、丙本としては書陵部蔵、俊頼無名抄上下二冊本、戊本としては静嘉堂文庫蔵岡本保孝所持本、俊頼口伝集、唯本としては松平文庫蔵、唯独自見抄を代表としてえらび、もしその本文に疑問が生ずれば同系統内の別の本を参看することとした。俊秘抄伝本の特徴としては、同系統内の諸本の異同は少なく、異系統間の異同が画然としているように見受けられる。

八雲たつといへるは初の五文字はその所に八色の雲のたちたりけるとぞ書伝たる

イこれは八雲たつなどはほかにはよむべからずとぞふるき人申ける(乙)

八雲たつといふはじめの五文字はその所に八色の雲のたちたりけるとぞ書きつたへたる(甲)

八雲たつといへるはじめの五文字はその所に八色の雲のたちたりけるとぞ書きつたへたるこれは八雲たつなどはほかにはよむべからずとぞふるき人申ける(丙)

八雲たつといふはじめの五文字はその所に八色の雲のたちたりけるとぞ書きつたへたるされば八雲たつとはほかにてはよむべからずとぞふるき人かける(戊)

八雲たつといふはじめの五文字はその所の八色の雲のたちたりけるとぞ申伝ける(唯)

右の五系統本を通覧すると、乙本のイ文傍記「これは八雲たつなどは……」は丙本、戊本ではそれぞれ本文として採用されている。甲本、唯本ではこのイ文傍記を捨てている。

イこれはことたまへといふ字を句の上におきたるなり返しはことなしといふ文字を句の上におきたる也

句ごとの初の文字をよみて心うべし(乙)

句ごとのはじめの文字をよみてこころうべし(甲)

これはことたまへといふ文字を句の上におきたるなり。返しはことはなしといふ文字を句のかみにおきたるなり(丙)

句ごとのはじめの文字をみてこころうべし(戊)

(唯)はこの文なし。

右の五系統を通覧すると、丙本は乙本のイ文傍記を採って本文に入れ、甲本、戊本ではこのイ文傍記を捨てている。唯本ではこの部分が全部ない。ないのは抄略したと判断される。

イ短歌の中にも旋頭歌といふものはあるなめり。例の短歌に十文字ある句の二句そへるなり。

是はよくしれる人なし。ただ短歌中に旋頭歌とぞなかごろの人申ける(乙)

これはよくしれる人なし。ただ旋頭歌のやうに句をよめれば短歌の中に旋頭歌とぞみたまふる(甲)

これはよくしれる人もなし。短歌の中にも旋頭歌といふものはあるなめり。例の短歌に十文字ある句の二句そへるなり(丙)

これはよくしれる人なし。ただ旋頭歌の様に句をすゑてよめれば短歌の中の旋頭歌とぞ申ける(戊)

是はよくしれる人もなし。ただ旋頭歌の様に句をそへてよめれば短歌の中にも旋頭歌はありとぞ見え給ふる(唯)

右の五系統本を通覧すると、丙本は乙本の本文「ただ短歌の中に旋頭歌とぞなかごろの人申ける」を捨てて代りにイ文傍記を本文に採用している。甲丙戊唯の四系統本はいずれも乙本の注記を捨てている。

イ立田山といふは大和より河内国へこゆる山なり。その山はぬす人のたつ山なれば

白波といふはぬす人をいふなりと。さるもののたつ山をおそろしくやひとり越ゆらんとおぼつかなさによめる歌なり(乙)

白波といふはぬす人をいふなり。立田山をおそろしくやひとり越ゆらんとおぼつかなさによめる歌(甲)

白波といふはぬす人の名なり。さるもののたつ山をおそろしくひとり越ゆらんとおぼつかなさによめる歌なり(丙)

白波といふはぬす人の名なり。立田の山といふは大和国より河内国へ越ゆる山なり。その山をぬす人のたつ山なればさるもののたつ山をおそろしくひとりやこゆらんとおぼつかなさによめる歌なり(戊)

白波とはぬす人の名なり。さるもの立つた山をひとりや越ゆらんとおぼつかなさによめる歌なり(唯)

右の五系統本を通覧すると、乙本のイ文傍記を採用して本文に採り入れたのは戊本のみであって、甲丙唯三系統本はいずれも乙本のイ文傍記を捨てている。

次に五系統本の異本対校をもう一例あげてみたいのであるが、これは長い文章であるので全文を挙例するわけにはゆかない。

かやり火の心いまだ事きれず。ひとつには蚊といへる虫は……されどなほ外へやるぞまさりてきこゆる(乙)

右の乙本の本文の上には次のイ文が頭書きされている。

イかやり火とは夏になれば片田舎には蚊といふ虫の多かれば……置くかひも同じことにや。すくも火さやうの事なり(乙本頭書)

甲本は右の乙本の本文を採り、乙本頭書（イ文傍記）を捨ててい

る。丙本、唯本は乙本の本文を捨てて乙本頭書（イ文傍記）を本文としている。

この他にも現存乙本には多数のイ文傍記が施されていて、甲丙戊唯の四系統本と対校してみると、ときにはそのイ文傍記が本文に摂取されたり、あるいは乙本のもとの本文が削除されてイ文傍記で代置されてイ文傍記のみが本文となったり、あるいはイ文傍記が捨てられて乙本の本文のみがそのまま本文となっている場合、以上の三つの場合がある。その中でも、甲本はほとんどの場合、乙本の本文を採用してイ文傍記は捨てている。したがって久曽神論文をはじめとして多くの論文が甲本と乙本との間では異同はあまり多く見出せないことを指摘してきたが、それはもっともな事であって、実は甲本は乙本の本文を書写するところから生じた系統本であるからだと考えるのである。しかし乙本から甲本を書写する場合、甲本は定家系の歌学説によって歌句や語句が部分的に改変されているというのが最近の論当の研究成果である。

しかしこのような甲本と乙本との相異は歌学説によって起因したところの部分的な改変でしかないのである。それに反して、丙本の場合は乙本のイ文傍記をなるべく尊重して多く採用する傾向が見られる。また戊本、唯本は抄略箇所の多い本ではあるけれども、イ文傍記の取捨の点からいえば、ときにはこれを採り、ときにはこれを捨て、その結果、甲本丙本のいずれとも相異する独自な系統本を形成したのであった。

二

このように現存乙本にはかなりの数のイ文傍記があり、それは俊秘抄の原形態を留めているものであると考えるのであるが、現存乙本の祖型本ではもっと数多くの異文傍記が行間や欄外に書き込まれていたであろうと考えるのである。次にこのことを証明しようと思う。

ひとへづつ八重山吹は開けなむ程へて匂ふ花と頼まむ
とよめり。これ八重山吹の本意にあらず。さらば一重山吹にてこそはあらめと被定たり。げにさもと聞ゆ。本の末の果ての文字と、末の果ての文字と同じ。これは歌にとがとするうたなりと被定たり。これにつきてよむまじきかと思へば同歌合の桜の歌に

あしびきの山がくれなる桜花散り残れりと風に知らすな
とよめり。桜花と云へるなの字と、散り残れりと風に知らすなと云へる果てのな文字となり。山吹の歌につきてこれを云へば同じ病か。されどこれをばあしとも不被定⊙かやうの程の事は歌にイこれは物の名とただのことばとはゆるす所か。桜花といふは物の名なり。知らすなといふは詞なればよるなめり。

我が恋は空しき空に満ちぬらし思ひやれどもゆく方もなし
是又こしの五文字の果てのし文字と末の果てのゆく方もなし
と云へる果てのし文字と同じけれど、とがりとも不聞。同じ歌合に……

右は乙本の本文とそのイ文傍記である。これに対して甲本はどうであるかと言えば、乙本と全く同じで、ただイ文傍記「これは物の名とただのことばとは……詞なれば」が切り捨てられているだけである。丙本はどうか。丙本のこの部分を示せば、

されどこれをばあしとも定められず。これは物の名とただのことばとはゆるすところか。桜花といふは物の名なり。知らすなと

は詞なれば、

丙本は乙本では注記であったイ文の部分を本文に採り入れている。しかしさらに今新しく注意しなければならないことは、右の乙本の本文で仮りに線で囲んだ部分「我が恋は空しき空に……とがりとも不聞」が、丙、戊、唯の三本では甲本乙本と異なり、⊙を付した箇所に入っているのである。これは何故かと言えば、いま仮りに線で囲んだ部分は元来、欄外頭書であったらしく、この頭書を本文に採り入れるとき、書写整理する人の判断の相違によって、甲本乙本ではそのところに位置づけられ、丙、戊、唯では⊙を付した箇所に挿入されることとなったものと解せられる。

また二重の線で囲んだ部分「山吹の歌につきてこれを云へば同じ病か」は甲本乙本ではいずれもこの位置にあるが、丙、戊、唯本にはこの文がない。察するにこの文も傍書部分であったのであるが、甲乙両本はこれを本文に採り、丙戊唯三本はこれを捨てたと考えたいのである。このような事例は他にも多いのであるが紙面の都合があるのでもう一例だけにとどめよう。

咲かざらんものとはなしに桜花面影にのみまだき見ゆらん

この咲かざらんと云るらんと、見ゆらんと云るらんとなり

⊙

梓弓押してはるさめ今日降りぬ明日さへ降らば若菜つみてん

この今日降りぬと云へる降りと、明日さへ降らばと云る降りとなり。これは逃るところなき病なり。これらはみな三代集に入れたるところ見ゆれどもくせにも見えぬがごとし。これはたとへば、人の形のすぐれたる中に一ところおくれていとしもなき歌の病さへあらんには引き力もなくやあらん。

天徳の歌合に山吹を題にする歌に、

右の線で囲んだ部分「これはたとへば……引き力もなくやあらん」は、甲乙丙唯本いずれもこの箇所に位置づけられているが、戊本では⊙を付した箇所に位置づけられている。これも、この線で囲んだ部分は元来、俊秘抄の祖型本では欄外頭書であったらしく、それが書写整理する人の判断の相違で挿入する場所が食い違ったものと解したい。

もう一例を挙げるならば、

近江なる筑摩のまつりとくせなんつれなき人の鍋の数見ん

いかにせん鵜坂の森にみわすとも君がしもとの数ならぬ身を

俊秘抄諸伝本のうち、乙、丙、唯三系統本ではこの右の二首がこの順序で並び、そしてそれぞれの歌にそれぞれの説明文が付帯している。ところが甲本と戊本では、この後の歌とその説明文とが欠落している。おそらくこれは欄外頭書であったから、書写の際に甲本戊本をそれぞれ作成した人の判断でこの異文傍記が捨てられたものと解したいのである。

三

このように、俊秘抄現存諸本の原型本では多数の異文傍記がありそれらを整理しながら書写してゆくとき、その整理、了解の粗雑さから文意の不透明な本文も生ずることとなったと考えられるのである。現存乙本には文意不透明な箇所が若干見うけられる。

朝倉やきのまろ殿に我をれば名乗りをしつつ行くはたが子ぞ

右のこの歌に関して俊秘抄諸本はかなり長い説明文を付帯させている。その全文をここに引用する余裕はないけれども、問題のある諸本相違する部分だけを掲げると次の通りである。

大斎院と申しける斎院の、蔵人惟規、女房にもの申さんとて忍びて夜参りたりけるに侍ひども見付けて怪しがりていかなる人ぞと問ひ尋ねければ、かくれそめてえ誰れとも言はざりければ、御門をさしてとどめたりければA語らふ女房、院にかかる事こそ侍れと申しければ、歌よむものとこそ聞け、とくゆるしてやれと仰せられければ、ゆるされてまかり出づとて読める歌、

神垣は木の丸殿にあらねども名乗りをせぬは人とがめけり

とよめりければ、大斎院聞こしめしてあはれがらせ給ひて、この木の丸殿といふことはしかじか聞きし事なりとてB仰せられてとくゆるしやれと侍ひを召して仰せられければ、出でにけり。女房に会ひたりけるにこの事はさぞと仰せられつると語りけるを聞きて、此事よみながら年ごろおぼつかなかりつる事を聞き明らめつると喜びけるとぞ。

右は乙本の本文の一部で丙本もこれとほぼ同じであるが、二つの線で囲んだ部分ABは文意の上から考えると重複である。赦されて歌をよんだという文意であるならばBの部分は取り除かねばならないし、逆に、歌をよんだので赦されたという文意ならばAの部分は取り除かねばならない。しかしこの歌物語は金葉集にもあり今昔物語集にもある。金葉集では歌をよんだので赦されたと語り、今昔では赦されたので歌をよんだという語りになっている。おそらく俊秘抄のこの歌物語の原型は今昔物語と同じ語りで、赦されたので歌をよんだという語りであったと考えられる。俊秘抄と今昔とでは、語りの内容の一致ばかりでなく、文章の一致までみられる程に密接な関係にあるからである。そうであるなら、線で囲んだBの部分が衍文であるということになる。おそらく線で囲んだBの部分は行間に注記された異文傍記であって、後になって俊頼が金葉集を編したころに、金葉集の語りに合わせて、歌をよんだので赦されたという語りに物語を改めるため、この線で囲んだBの部分を行間に傍記したものと考えられる。しかしこの傍記を本文に採用するならば、それと引き換えに線で囲んだAの部分は削除しなければならない。ところが乙本を書写した人は、線で囲んだAの部分を本文として残しながら、不用意にもBの異文傍記をも本文として摂取してしまったのであると考えたい。参考として述べると、甲本と戊本とではBの部分はなく、したがって文意は整然としている。甲本の本文作成の態度はほとんど異文傍記は採用しない方針であることは一節で述べたところである。ここでもその方針がとられているといってよい。また唯本ではAの本文が削除されて代りにBの傍記が本文となっていることをここに指摘しておこう。

またここでついでに言うならば、この歌物語の末尾は、諸本では次のようである。

この事をよく承らんとてありける事なりけりとてよろこびけるとぞ盛房かたりし。その惟規が先祖にてよく聞きつたへたるとぞ

(甲)

この斎院は村上の御むすめなれば、さだめて知ろしめしたらんとぞ惟規も申しける。その惟規は候ひし盛房が先祖なれば聞き伝へて申しし(乙丙唯)

かかる事をくはしく承らんとてありけるとぞ守房語りし。守房は延則が子孫にて聞きつたへたるなり(戊)

右の文章のうち、線で囲んだ部分はやはり元来は行間の傍記であったろうと考えられる。乙丙唯三系統本はこれを本文にとり入れ、

甲本と戊本とは捨てている。

また甲本では「その惟規が先祖にてよく聞きつたへたるとぞ」とあるが、この本文が原型に近いと考えられる。なぜなら、この文の文意は、盛房が「いま話題の惟規の先祖の家で、詳しくよく聞き伝えたのであった」という意味なのである。ところが右の（乙丙唯）の本文では「その惟則は候ひし盛房が先祖なれば聞き伝へて申しし」としている。これは改変である。甲本の「その惟則が先祖にて」という文の「にて」は場所を示す格助詞であって、惟則に関する逸話を、盛房は「惟則の先祖の家で」詳しくよく聞いて語り伝えたというのである。惟則（紫式部の兄）は若くして死亡したので、惟則の生前の事蹟はその子孫が語り伝えたのではなく、惟則の父、為時の家で語り伝えられていたのである。そして盛房は死んだ惟則の父の家（先祖の家）でこの話を聞いたのであった。甲本の文意は少なくともそのように解せられる。

しかし若くして死亡した惟則であっても、すでに妻があり幼児があったとすれば、惟則の生前の逸話はこの妻を通して子孫に語り伝えられたとも考え得る。この考えを採っているのが戊本の本文である。戊本は「守房が延（惟の誤りであろう）則が子孫にて聞き伝へたるなり」と記している。今昔物語集の本文も「彼ノ惟規が孫に盛房ト云フ者伝へ聞キテ語リシ也」と記している。この文意は「かの惟規の孫のもとで、盛房という者が伝え聞いて」という意味である。もし今昔と俊秘抄の文意とはいつも一致するものであるならば、この戊本の本文が俊秘抄の原型本文であるかもしれない。

ところが右の（乙丙唯）の本文では「その惟規は候ひし盛房が先祖なれば」となっている。これは甲本の「先祖にて」戊本の「子孫にて」の「にて」を断定の助動詞＋接続助詞と解釈して「先祖なれば」と本文を改変してしまったのである。しかし惟則は盛房の先祖に当る人物ではないから、この本文は全く意味をなさない。乙本の祖型本は現存五系統本の原型に該当するというのが本稿の主張であるが、しかしこの祖型本が現存乙本になるまでには、いくども転写が重ねられているらしく、乙本（顕昭本）といっても右の二つの例証のように、はなはだよくない本文に変成している場合もあるのであった。その点からいえば甲本（定家本）は一節で指摘したように、なるべく、ほとんど異文傍記は切り捨てる方針で本文を作成している傾向があるので、却って顕昭本の本文を誤らず継承書写している場合が多いのである。（しかし最近の考説では、定家本は定家系統の歌学説によって本文が部分的に改変されているという証明が行われているが、それはそれとして正しいと思うがしかし整然とした本文を持つ場合も多いのである）

さて、さらにもう一例を示そう。

住吉の神もあはれと思ふらん空しき舟をさして来たれば

これは後三条院の御住吉詣でによませ給ひける歌なり。空しき舟とはおり居の帝を申すなり。[その心は] 位にておはしますほどは、舟に物を多くつめれば渡るにおそりのあるなり。その荷をとりおろしつれば風吹き波高けれどもおそりのなきにたとふるなり。また般若の舟といへる事あり。[その心は] 般若はよろづを空しと説くなり。般若の舟にのりて苦海を渡れば、神仏の喜ばせ給へば、住吉の明神もあはれと思し召すらんとよませ給へるなり（甲戊）

右は甲本の本文である。戊本もほぼこれに同じ。だから甲戊両本

の本文と考えてよい。次に乙本丙本の本文を掲げよう。唯本には誤写が見られるがほぼこれと同じ。だから次は乙丙唯三本の本文と考えてよい。

（歌略）この歌は後三条院の住吉詣でによませ給ひたる歌なり。空しき舟といふは、帝の位さらせ給ふをば空しき舟と申すことのあるなり。[その心は] 舟に荷をつみたるは海を渡るにおそれのあるなり。荷をおろしつればおそりなくて安らかに海を渡るなり。それがやうに、帝の位さらせ給ひつれば、よろづにおそれもなき舟をさして参りたれば神もあはれと思し召すらんと覚しきに、また般若の舟と申すことのあるなり。[その心は] 般若の舟して苦海を渡れば、神仏の喜び給へば住吉の明神もあはれと思し召すらんとよませ給ひしなめり（乙丙唯）

右の甲戊の本文と乙丙唯の本文とで相違するところに傍線を引いてみた。この相違は何に起因しているかと言えば、線で囲んだ[その心は]の指示内容が相異しているからである。甲戊では、[その心は]は「空しき舟」「般若の舟」という語句をそれぞれ説明するために置かれたのであるが、乙丙唯のそれは歌一首全体の意味を説明するために置かれている。そのため乙丙唯の本文では歌一首全体の説明を二度くり返すこととなって晦渋な文章となっている。その点、甲戊の本文は簡潔で整然としている。なぜ乙丙唯はこのように、ぎこちない文章となったのであるか。この理由を例によって異文傍記の摂取の理論で説明してみようと思う。おそらく俊秘抄原本の紙面はほぼ次のようであったかと推考してみたいのである。

イみかどの位さらせ給ふをば空しき舟と申すことのあるなり。これは御三条院の御住吉詣でによませ給ひける歌なり。空しき舟とはおり居の帝を申すなり。その心は、位にておはしますほどは、舟に物を多くつめれば渡るにおそりのあるなり。その荷を取イおそりなくて安らかに海を渡るなり。それがやうに帝の位さらせ給ひつればよろづにおそれもなき舟をさして参りたれば神仏もあはれと思し召すらんと覚しきに

りおろしつれば、風吹き波高けれども、おそりのなきにたとふるなり。また般若の舟といへることあり。その心は般若はよろづを空しと説くなり（以下は同文であるから略す）

右の紙面でイ文傍記を消せば甲戊の本文となり、イ文傍記を本文に代入すれば乙丙唯の本文が生れることとなる。

結び

俊秘抄の本文決定のためには、異本対校を行って、元来は異文傍記であったと覚しき部分を見付けることが主な作業となるであろうと考える。戊本唯本は久曽神論文が言う通り脱落箇所の多い本であり、それは抄略本であるからだと考えるが、しかし異文傍記を切り捨てたことに起因している場合も考えられるのである。また乾安代氏が発表されたように（和歌文学会関西第二十回例会、要旨は和歌文学研究第四十七号に載る）四十一連八十二句の連歌は巻末にあるのが原型か、それとも巻中か、それはこの本の作者、俊頼自身も未決定のことで、この連歌部分は原本ではまだ編序されていなかったかも知れない。

あるいは整序された清書本も存在したかも知れないが、それは世間に流れ出ることなく湮滅してしまったかも知れない。この本は忠実の息女、賀陽院勲子に献じられた本だという。橋本不美男博士は、この勲子から勲子の異父兄、仁和寺御室覚法法親王へ、そして覚法からさらに覚性法親王へと伝わった経路を想像しておられる（「とほ

しろし」か「おもしろし」か　国語と国文学51年2月)。それならそれは献上本であるから清書されていたに違いないから行間や欄外に多数の異文傍記があったという仮定は成り立たなくなる。

しかし俊頼の子息、源俊重は仁和寺の覚法（高野御室）と覚性（紫金台寺）二代の法親王と交わり仁和寺に出入りしていた確実な明証がある。覚性法親王の家集、出観集（私家集大成中古Ⅱ）では俊重が仁和寺南院（覚法の旧御所）で覚性法親王と和歌をとり交わしている。だからこの本は清書本ではなく、俊頼の手許にとどめた草稿が俊重の手を経て俊頼の亡後に覚性法親王に直接に流れ、この法親王の御所であった紫金台寺に法親王の遷化後も伝存し、そこから俊秘抄の多様な系統本が発生したという可能性が考えられる。顕昭が紫金台寺で書写したことは乙本の奥書に明記されているのであって、この祖型本には多数の異文傍記があったと考えられるのである。